

令和6年度 第2回国民健康保険運営協議会 会議録（要約）

開催日時	令和6年12月16日（月）18:30～20:30
開催場所	江別市民会館37号室
出席委員（11名）	中川 雅志、清水 雅彦、佐々木 浩子、笹浪 哲雄、伊藤 公一、歸來 みどり 藤谷 満雄、佐藤 誠一、堀井 弘至、鈴木 篤、河合 圭
欠席委員（0名）	
事務局（9名）	健康福祉部長、健康福祉部次長、国保年金課長、国保賦課係長1名、国保年金課主査2名、健康推進室長、保健センター参事1名、管理係主査1名、
議事	<p>1 開会</p> <p>2 報告事項</p> <p>（1）令和6年度江別市国民健康保険特別会計決算見込について</p> <p>（2）令和7年度国民健康保険事業費納付金概算額について</p> <p>（3）令和7年度江別市国民健康保険特別会計予算の編成方針について</p> <p>（4）国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に係る令和5年度評価について</p> <p>3 諮問事項</p> <p>（1）江別市国民健康保険税の課税限度額の改定について</p> <p>（2）江別市国民健康保険税の税額の改定について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>

中川会長	<p>ただいまから、令和6年度第2回江別市国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>また、傍聴者2名の入室を許可いたします。</p>
中川会長	<p>では、2 報告事項（1）令和6年度江別市国民健康保険特別会計決算見込みについてを議題といたします。</p> <p>事務局から報告願います。</p>
国保年金課主査	<p>報告事項（1）令和6年度江別市国民健康保険特別会計決算見込みについて報告いたします。</p> <p>資料の1ページをご覧ください。</p> <p>まず、歳入から報告いたします。</p> <p>令和6年度決算見込額Bの列をご覧ください。行番号1番、国民健康保険税の決算見込は、17億4,247万円です。今年度においても収納率は前年並みと見込んでおり、令和5年度から令和6年度にかけて被保険者数は減少しましたが、当初見込み以上の調定額を確保できたことから、令和6年度決算見込額は、当初予算比で0.5%増となっております。</p> <p>行番号5番、道支出金は、算定の基礎となる保険給付費の支出状況などを基</p>

	<p>に決算見込みを算出した結果、９０億６，６６７万２千円となっております。</p> <p>行番号８番、繰越金は、令和５年度決算における黒字額３，４９６万９千円となっております。</p> <p>これらの結果、歳入合計は、行番号１０番、１２２億２，６０９万９千円となっております。</p> <p>次に歳出の報告をいたします。</p> <p>B列、行番号１４番、保険給付費の決算見込は８８億８，６５３万９千円であり、当初予算比で０.２％減となっております。</p> <p>行番号１８番、基金積立金については、前年度繰越金から、今年度中に必要な分などを差し引いた額を基金に積み立てるもので、３，４７４万８千円と見込んでおります。</p> <p>これらの結果、歳出合計は、行番号２０番、１２１億９，９３５万円となっております。B列、行番号２３番、歳入歳出差引は２，６７４万９千円の黒字と見込んでおりますが、このうちの歳入には、行番号７番の基金繰入金と行番号８番の前年度繰越金を合わせて３億３，７２８万４千円が含まれており、歳出には行番号１８番の来年度以降の財源とするため基金への積立を３，４７４万８千円見込んでおりますので、実質単年度収支は、行番号２４番、２億７，５７８万７千円の赤字となる見込みです。</p> <p>なお、令和６年度末における基金残高は、行番号２５番、２億６，８１０万３千円と見込んでおります。</p> <p>説明は以上です。</p>
中川会長	<p>ただいま事務局から、報告事項（１）令和６年度江別市国民健康保険特別会計決算見込みについての報告がありましたが、ご質問をお受けいたします。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
中川会長	<p>ないようですので、本件を終わります。</p>
中川会長	<p>次に、報告事項（２）令和７年度国民健康保険事業費納付金概算額についてを議題といたします。</p> <p>事務局から報告願います。</p>
国保賦課係長	<p>それでは、報告事項（２）令和７年度国民健康保険事業費納付金概算額についてご報告いたします。資料２ページをご覧ください。</p> <p>初めに、納付金概算額についてですが、平成３０年度にスタートした国保の都道府県単位化に伴い、各市町村は毎年度、財政運営の主体である北海道に対し事業費納付金を納めることになったもので、北海道は、国保運営方針に基づく算定方法により、全国平均医療費、後期高齢者支援金、介護納付金負担見込額など、国が示す仮係数をもとに次年度の納付金概算額を算定し、北海道と市町村は、この額に基づき予算編成を進めます。</p> <p>その後、国の新年度予算案が決まり、係数が確定次第、道は納付金確定額を算定し、北海道と市町村は、最終的にこの確定額をもって予算措置することになります。</p>

次に中段の1、北海道国保特別会計ですが、北海道は保険給付費等の総額を4,476億円と見込んでおります。

この歳出に対して、北海道は、国保事業費納付金や国や道の調整交付金、国庫負担金、前期高齢者交付金などで賄う必要があり、市町村が納める国保事業費納付金を、1,285億円と見込んでおります。

次に2、道内市町村国保特別会計ですが、国保事業費納付金1,285億円から、国や道の支出金などの個別歳入と、市町村における特定健診等の個別歳出を差し引きした保険税収納必要額は、1,124億円となり、各市町村は、保険税や基盤安定繰入金、積立基金繰入などにより財源を確保する必要があります。

次に3ページをご覧ください。

3、江別市国保特別会計事業費納付金概算額、保険税収納必要額等ですが、北海道から示された市の事業費納付金概算額は、①に記載のとおり、29億8,538万5千円で、②の個別歳入、歳出を差し引きした③保険税収納必要額は、23億7,539万5千円となります。

一方、現行税率による⑥収納見込額は、収納実績等を踏まえ、20億9,450万1千円と見込んでおり、③保険税収納必要額との差は、⑦2億8,089万4千円の不足となるものです。

下段の【参考】前年度比較であります。こちらの表は、江別市の令和6年度及び令和7年度の納付金額及び被保険者数について、北海道から通知された数値をもとに作成しています。

右列の増減率のとおり、当市の納付金は、前年から2.2%減少していることが確認できますが、被保険者数も減少する影響により、一人当たりの負担額に増減はございません。

以上、納付金概算額について、ご報告いたしました。先ほどご説明したとおり、1月中旬には確定額が示される予定です。

例年、確定額は、概算額と比較し、金額は下がりますが、今回は確定額が増額になる見込みと、北海道から説明を受けております。

主な理由としては、国の高額医療費負担金の制度改正により、北海道全体の交付金が減額され、事業費納付金が増えるため、道内市町村の納付金も増えるとのことで、この制度改正の内容が、概算額の通知後に確定したため、概算額への反映に間に合わず、確定額から反映させるとのことです。

詳細は、確定額が示された後に開催する、次回の運営協議会にてご説明いたしますが、現時点の情報として皆様にもお知らせいたします。

説明は以上です。

中川会長	ただいま事務局から、報告事項（2）令和7年度国民健康保険事業費納付金概算額についての報告がありましたが、ご質問をお受けいたします。
委員一同	（質疑なし）
中川会長	ないようですので、本件を終わります。

中川会長	次に、報告事項（３）令和７年度江別市国民健康保険特別会計予算の編成方針についてを議題といたします。 事務局から報告願います。
国保年金課主査	報告事項（３）令和７年度江別市国民健康保険特別会計予算の編成方針について報告いたします。 資料の４ページをご覧ください。 令和７年度の予算については、現在、編成中ですので、編成に当たっての基本方針や、被保険者数の年度推移など、基本的事項の説明となります。 まず、（１）基本方針は記載のとおりです。これらはいずれも、安定した国保事業の運営に必要な事項であります。 次に、（２）基本的事項として、予算編成に当たっての基礎数値などを記載しております。 被保険者数の推移としましては、社会保険適用拡大の影響など、近年の減少の傾向を反映しております。 保険税の収納率については、令和３年度から令和５年度の３か年実績の平均を令和６年度の収納率見込み及び令和７年度の収納率としております。 保険給付費は、過去の保険給付費の推移と被保険者数などから推計しており、保険給付費に不足が生じないように、令和６年度決算見込み比 0.7%増の 89億4,825万5千円と積算しております。 国民健康保険事業費納付金は、報告事項（２）令和７年度国民健康保険事業費納付金概算額についてで説明しましたとおり、北海道が国民健康保険事業に要する費用から積算しており、令和６年度決算見込み比 2.2%減の 29億8,538万6千円となっております。 最終的な予算につきましては、このあとご説明いたします、諮問事項、江別市国民健康保険税の課税限度額の改定について及び江別市国民健康保険税税額の改定についての協議等を踏まえ積算し、令和７年１月に開催予定であります、令和６年度第３回江別市国民健康保険運営協議会にてお示しいたします。 説明は以上です。
中川会長	ただいま事務局から、報告事項（３）令和７年度江別市国民健康保険特別会計予算の編成方針についての報告がありましたが、ご質問をお受けいたします。
委員一同	（質疑なし）
中川会長	ないようですので、本件を終わります。
中川会長	次に、報告事項（４）国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に係る令和５年度評価についてを議題といたします。 事務局から報告願います。
管理係主査	国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に係る令和５年度評価について説明いたします。 資料の５ページをご覧ください。 １、データヘルス計画の概要についてですが、保険者は、健康・医療情報を

活用して、効果的・効率的な保健事業の実施を図るため、計画を策定することとされており、江別市では、昨年度が第2期の計画の最終年であり、最終評価は下記のとおりとなります。

(1) 中・長期目標である特定健診受診率の向上につきましては、最終年度の令和5年度が28.2%となり、計画策定時の目標値である31.0%を下回りましたが、ベースラインの26.1%と比較して2.1%上回ったことから、最終評価はA(改善している)としました。

もう一つの中・長期目標である特定保健指導終了率の向上につきましては、最終年度の令和5年度が38.2%となり、計画策定時の目標値である45.0%を下回りましたが、ベースラインの38.0%を維持したことから、最終評価はB(変わらない)としました。

(2) 中・長期目標を達成させるための短期的な目標の特定健診継続受診者の割合向上につきましては、計画期間中、不定期受診者への受診勧奨として出前健診個別勧奨ハガキの送付、AIを活用した個別勧奨文書の送付や電話による受診勧奨の実施を、特定健診受診率向上対策として特定健診節目年齢対象者の健診費用無料制度、同意書兼情報提供書制度の実施や低受診率地区受診勧奨訪問事業を実施しました。

令和5年度の実績値は16.4%と目標値である19.0%を下回る結果となりましたが、ベースライン値と比較して1.2%上回ったことから、最終評価はAとしました。

目標達成における推進要因としては、受診勧奨効果の高い層を選定し、推測される未受診理由に合わせた資材勧奨及び電話や訪問による勧奨を継続的に行ったことが考えられます。

次に6ページをご覧ください。特定保健指導新規利用率の向上につきましては、特定保健指導未利用者への利用勧奨として集団健診当日の特定保健指導の実施、特定保健指導未利用者へコメントを記載した再案内文書の送付、電話による利用勧奨の実施、特定保健指導未利用者に対する訪問による保健指導の実施などを行いました。

令和5年度の実績値は41.7%と目標値である42.4%をやや下回る結果となりましたが、ベースライン値と比較して14.4%上昇していることから最終評価はAとしました。

目標達成における推進要因としては、集団健診当日指導や訪問による保健指導を実施したことが考えられます。

次に、生活習慣病重症化予防保健指導実施率の向上につきましては、生活習慣病重症化予防保健指導として特定健診結果説明会の勧奨・実施、結果説明会未利用者に対する電話等による利用勧奨の実施、結果説明会未利用者に対する電話及び訪問による保健指導の実施、結果説明対象者に対する高血圧教室の実施、江別市国保糖尿病性腎症重症化予防プログラムの実施を行いました。

令和5年度の実績値は82.8%と、目標値である81.5%を上回る結果となったこ

	<p>とから、最終評価はAとしました。</p> <p>目標達成における推進要因としては、訪問等による保健指導を積極的に実施したことが考えられます。</p> <p>(3) 第2期データヘルス計画の総合評価につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う集団健診の中止、訪問指導の差し控え、被保険者の受診控え等が、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の低下につながりました。令和3年度以降、感染対策を講じた集団健診の実施や、訪問等による保健指導を再開したことで、各評価指標は新型コロナウイルス感染症の流行前と同じ程度まで回復しています。特に、生活習慣病重症化予防保健指導実施率は目標値に達し、特定保健指導新規利用率は目標値には届かなかったものの、ベースライン値から10%以上向上させることができました。</p> <p>次に7ページをご覧ください。昨年度本協議会でご報告いたしました第3期データヘルス計画の目的・目標をお示したものです。今年度から令和11年度までの計画期間となり、記載の指標で評価を行ってまいります。</p> <p>説明は以上です。</p>
中川会長	<p>ただいま事務局から、報告事項(4)国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)に係る令和5年度評価についての報告がありましたが、ご質問をお受けいたします。</p>
委員一同	<p>(質疑なし)</p>
中川会長	<p>ないようですので、本件を終わります。</p>
中川会長	<p>次に、3 諮問事項を議題とします。</p> <p>(1)「江別市国民健康保険税の課税限度額の改定について」及び(2)「江別市国民健康保険税の税額の改定について」の2点について、事務局よりお願いいたします。</p>
国保年金課長	<p>本来でしたら、市長から諮問を行うところですが、市長が所用のため、代わって健康福祉部長から江別市国民健康保険運営協議会に諮問書をお渡しいたします。</p> <p>中川会長、健康福祉部長はご起立いただき、正面へお並びください。</p>
中川会長、 健康福祉部長	<p>健康福祉部長から中川会長へ諮問書の提出</p>
中川会長	<p>ただいま「江別市国民健康保険税の課税限度額の改定」及び「江別市国民健康保険税の税額の改定」について、市長から諮問を受けました。</p> <p>諮問内容につきまして、まず、(1)江別市国民健康保険税の課税限度額の改定についてから審議いたします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
国保年金課長	<p>江別市国民健康保険税の課税限度額の改定について、ご説明します。</p> <p>諮問書につきましては、写しを机上に配付しておりますので、ご参照ください。</p> <p>国民健康保険税の課税限度額について、国は、医療保険の保険料に係る国民</p>

	<p>の負担に公平性を確保するため、地方税法施行令を改正し、これまで引上げを行ってきております。</p> <p>令和6年3月30日に公布された地方税法施行令の一部改正に伴い、4月1日から後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が22万円から24万円に引上げられております。</p> <p>当市では、被保険者の負担増となる課税限度額の引上げに係る条例改正は、国の政令公布が年度末で、運営協議会での協議及び市議会での条例改正の議決をいただく暇がない場合、1年遅れで改正しており、今回の改正については、令和7年度から適用したいと考えております。</p> <p>課税限度額を引き上げることで、現在限度額に達している世帯は負担増となりますが、中間所得層の保険税負担を抑制し、被保険者間の保険税負担の公平性を図るため、改定を行うものであります。</p> <p>詳細については、担当係長からご説明いたします。</p>
<p>国保賦課係長</p>	<p>資料に沿って課税限度額の仕組みなどをご説明いたします。</p> <p>資料の8ページをご覧ください。</p> <p>資料上段の令和6年度江別市国民健康保険税課税方法（現行）についてですが、国保税は3つの区分で課税しております。</p> <p>1つ目は基礎課税分で、国民健康保険事業に要する費用に充てるための区分です。当市の現行の税率では、所得に応じて算定する所得割、被保険者1人につき2万4,000円を負担していただく均等割、1世帯につき2万5,500円を負担していただく平等割で構成しております。これらを足した世帯の課税限度額は、現行で65万円となっております。</p> <p>2つ目は後期高齢者支援金等課税分で、後期高齢者医療制度における医療費のうち、4割を各保険者が分担して負担するものです。当市の現行の税率では、所得に応じて算定する所得割、被保険者1人につき5,300円を負担していただく均等割、1世帯につき6,000円を負担していただく平等割で構成しております。これらを足した世帯の課税限度額は、現行で22万円となっております。</p> <p>3つ目は介護納付金課税分で、介護保険制度の給付に要する経費に充てるものです。課税対象は、介護保険第2号被保険者である40歳から64歳までの方です。当市の現行の税率では、所得に応じて算定する所得割、被保険者1人につき9,600円を負担していただく均等割で構成しております。これらを足した世帯の課税限度額は、現行で17万円です。三つの課税区分を合計した現行の限度額の合計は、104万円となっております。</p> <p>次に、資料下段は、地方税法施行令の一部改正についてです。令和6年3月30日に改正された内容は、後期高齢者支援金分を22万円から24万円に引き上げ、限度額の合計を106万円にするものとなっております。</p> <p>次に、資料9ページをご覧ください。</p> <p>一番上段の表は「国及び江別市国民健康保険税課税限度額の推移」について</p>

	<p>です。当市での直近の改正は、令和6年度であり、合計額は104万円ですが、令和7年度に改正した場合、課税限度額の合計は106万円となります。</p> <p>次に、その下の江別市国民健康保険税課税限度額に到達する世帯収入についてです。左の表は単身世帯の給与収入、右の表は世帯主のみ給与収入がある4人世帯の給与収入を課税区分ごとに記載しております。左の表の単身世帯の場合では、後期高齢者支援金分において、現行は給与収入1千466万円が限度額に到達していたものが、改定により給与収入1千584万円が限度額の到達額となるものです。その他につきましては、表に記載のとおりとなります。</p> <p>次に、その下の令和7年度国民健康保険税課税限度額改定による影響見込みについてですが、当市が令和6年度の国の基準に合わせ課税限度額を引き上げた場合に影響を受ける世帯数は、74世帯、影響を受ける世帯の割合は、0.4%の見込となっております。また、国保特別会計における影響額は、調定額では、約135万1千円の増加、収納率を考慮した歳入額では、約130万8千円の増加となる見込みであります。</p> <p>最後に、一番下の表は、道内35市の国民健康保険税（料）限度額の改定状況です。既に国の基準まで限度額を改定した市は28市、当市と同様に令和7年度に令和6年度の国基準まで引き上げを予定している市は、7市となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
中川会長	ただいま事務局から、諮問事項の「江別市国民健康保険税の課税限度額の改定について」の説明がありましたが、ご意見・ご質問はございませんか。
委員一同	(質疑・意見なし)
中川会長	質問や意見がないようですので、諮問のとおり、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を22万円から24万円に改定することにご異議ありませんか。
委員一同	異議なし
中川会長	<p>異議がありませんでしたので、課税限度額を諮問のとおり改定することについて、妥当である旨を答申いたします。</p> <p>なお、答申書の文案につきましては、次回の運営協議会の議題とさせていただきます。よろしいでしょうか。</p>
委員一同	異議なし
中川会長	<p>それでは、委員の皆様のご承諾をいただきましたので、次回の議題とさせていただきます。</p> <p>以上で(1)江別市国民健康保険税の課税限度額の改定についてを終了いたします。</p>
中川会長	次に、(2)江別市国民健康保険税の税額の改定についてを審議いたします。事務局から説明願います。
国保年金課長	<p>江別市国民健康保険税の税額の改定について、ご説明します。</p> <p>諮問書につきましては、同じく机上に配付しておりますので、ご参照ください。</p>

	<p>諮問の内容としましては、平成30年度の国保の都道府県単位化に伴い、市町村は北海道が決定した国保事業費納付金を北海道に支払うこととなりましたが、このたび北海道から示された令和7年度事業費納付金概算額に対し、財源不足となる見込みです。</p> <p>当市の国民健康保険税の税率は、平成30年度以降、これまで据え置いてきましたが、令和7年度の事業費納付金の財源を確保するため、税額の改定が必要となるので、ご審議をお願いするものです。</p> <p>詳細については、担当係長からご説明いたします。</p>
<p>国保賦課係長</p>	<p>国民健康保険税の税額の改定について、ご説明いたします。</p> <p>資料10ページをご覧ください。</p> <p>初めに、上段見直しに当たっての基本認識ということで、前回の運営協議会にて皆様に承認いただきました3つの事項を、改めて確認させていただくため記載しております。</p> <p>1点目として、国保事業費納付金の財源確保のため、令和7年度に国民健康保険税の見直しをおこなう。2点目として、税率の設定に当たっては、北海道が示す標準保険料率を参考とする。3点目として、現行で設定していない介護分の平等割の設定と、現行よりも大幅に低い後期高齢支援分の引き上げを検討する、という、以上の3つの事項を念頭に税額の改定の検討を進めて参ります。</p> <p>次に、この基本認識に加えて、税率を検討するうえで留意すべき点がございしますので、ご説明させていただきます。ページの下段の、左側に留意すべき点と、右側にそれに対応した論点、方向性をそれぞれ4つ表示しております。</p> <p>①として、令和12年度に、全道統一保険料になるということで、北海道内どの市町村に住んでも同じ保険料率に統一されることが、令和12年に控えており、江別市の現行税率よりも大幅に引き上げられる見込みです。論点、方向性としては、令和7年度から11年度までの間に、統一保険料に向けて、どのように税率を引き上げていくかを検討いたします。</p> <p>②として、基金残高の確保ということで、納付金の精算に対応するために、北海道から事業費納付金の5%を確保が必要であるとの指示がありました。江別市の場合、事業費納付金額は例年ベースだと約30億円で推移しておりますので、その5%の、1億5,000万円が確保すべき金額の目安となります。この論点、方向性として、令和6年度末の基金残高は2億4,000万円を見込んでおりますので、このうち1億5,000万円を確保しつつ、余剰となる9,000万円をどのように活用していくかを検討いたします。</p> <p>③として、賦課割合の検討ということで、賦課割合は、国保税の税率を構成する、所得割と均等割、平等割のバランスを示すものになります。論点、方向性として、現在江別市では、所得割の比重である応能割が48に対して、均等割と平等割の比重である応益割が52というバランスですが、北海道が示した令和12年度の統一保険料率では応能割が44、応益割が56となっておりますので、この割合への円滑な連携を検討いたします。</p>

④として、子ども子育て支援金の創設として、この支援金は、国の少子化対策の財源とするため、医療保険の保険料とあわせて徴収するもので、令和8年度から徴収が始まり、令和10年度までの3年間で段階的に引き上げていくという方針が、国から示されているところです。論点方向性として、令和7年度の税率改定に引き続き、8年度から10年度も負担増となることが決定している状況になっております。

以上の点を踏まえながら、税率の検討を進めて参ります。

11ページをご覧ください。

1、事業費納付金、財源及び基金の状況ということで、先日、令和7年度の江別市の事業費納付金の概算額が北海道から示されましたので、その状況を表示しております。

(1) 令和7年度事業費納付金概算額として、北海道から29億8,538万5千円と通知されました。令和6年度の確定額と比較して、6,852万2千円の減額となっておりますが、先ほど、お伝えさせていただいたとおり、来年1月に通知される確定額では、増額される見込みとなっております。

この増額の水準を事務局で推計するには、情報が少ないため、今回の税率改定の検討に当たっては、現在示されている情報として、この概算額をもとに説明させていただきます。

次に、(2) 現行税率での推計として、北海道から示された、先ほどの納付金の概算額と必要な保険税に対して、江別市の現行の税率で、国保税を集めた場合、どのようになるのかを推計した表を作成して表示しております。単位は、人数が人、金額が億円です。

左側縦軸に表示した項目を、横軸で令和3年度から7年度まで右側の算定方法をもとに数値を記載しております。

表の右側の赤枠の令和7年度をご覧ください。b事業費納付金に先ほどの概算額とcに必要な保険税を記載しております。a被保険者数を推計し、その人数をもとに現行税率で税額を集めた結果をd税収額に表示しております。差し引きの結果、2億8,100万円程度の不足額が生じ、令和6年度末の基金残高の2億4,100万円を、全額繰り入れたとしても、4,000万円の不足が生じることが分かりました。

これらの結果として、下段の枠内にお示したとおり、現行税率では令和7年度の事業費納付金の支払いができない可能性が高い、ということと、財源確保のため、令和7年度に国保税率の見直しが必要、であることを改めて確認いたしました。

12ページをご覧ください。

2、北海道が示す標準保険料率の検証ということで、標準保険料率は、必要な保険税を集めるために適切な税率として、市町村で税率を検討する際に基準となるよう、納付金額、必要な保険税と同時に北海道から示される税率になります。また、冒頭の留意点でも挙げさせていただきました、令和12年度の統

一保険料についても、同様に北海道から示されているものです。

この北海道から示されている2つの税率について、検証をいたしました。

まず、枠内の(1)市国保の今後の基礎数値、被保険者数、世帯数、総所得額を推計いたしました。次に、(2)では、上記で推計した令和7年度、令和12年度の基礎数値をもとに、それぞれ①令和7年度の標準保険料率と②令和12年度統一保険料率に当てはめて検証いたしました。

ページ中段の(1)今後の基礎数値として、それぞれ、推計値を表示しております。右側のとおり変化率を用いて算出し、それぞれ減少傾向となっております。

ページ下段の(2)北海道が示す、①令和7年度の標準保険料率と②令和12年度統一保険料率ということで、それぞれの税率を表示しております。

こちらでは、江別市の現行税率が低い水準であることと、②令和12年度統一保険料率が高い水準であることが確認できます。また、参考に3年前の令和3年度時点で示された、令和12年度統一保険料率も表示しておりますが、この数値が、今回示された①令和7年度の標準保険料率の水準を下回っていることが確認できます。このことから、令和12年度統一保険料は安定せず、今後基準とする年度によって変動し、特に増額傾向にあることが予測されます。

13ページをご覧ください。

こちらでは、検証の結果を表示しております。

まず上段の左側、①令和7年度の標準保険料率を検証した結果、税収額が、必要な保険税をe余剰額として、7,700万円上回るようになりました。このことから、必要な保険税の確保が可能なため、税率を見直す基準となると判断いたしました。

続いて、右側では、②令和12年度統一保険料率を検証しております。検証結果として、税収額が必要な保険税をe不足額として、4億3,800万円と、大幅に下回ることが分かり、こちらの税率は、必要な保険税の確保ができないため、基準とできないと、判断いたしました。

下段の枠内に、まとめとして、令和7年度の税率見直しにあたっては、令和7年度標準保険料率を参考とすることと、令和12年度の税率は、基礎数値、被保険者数、世帯数、総所得額をもとに、必要な保険税を賄える税率を設定することを、確認いたしました。

これらを踏まえて、税率の見直しの手法として3つの案をお示しいたします。

14ページをご覧ください。

パターン①は、毎年度、税率改定をするものです。税率の検討にあたっては、令和7年度の標準税率を参考にいたしました。パターン②は、令和7年度に改定したのち、途中で再度改定をするものです。途中でもう1度改定することを前提として、こちらでも令和7年度の標準税率を参考にしながら税率を検討いたしました。パターン③は、令和7年度に一度改定したのち、令和11年度まで持続させ、途中で改定しないものです。こちらは、令和7年度の標準税率を超

えた税率となっております。

下段では、改めて、税率を検討する際の設定条件を表示しております。

1点目として、6年度末の基金残高2億4,000万円のうち9,000万円を、7年度以降の税率引き下げに活用し、11年度末に残高1億5千万円を確保する。2点目として、賦課割合、応能割：応益割は、現在の割合48：52から、北海道が示す統一保険料での賦課割合44：56に円滑に繋げる、という条件を踏まえ税率を検討いたしました。

15ページをご覧ください。

まず、毎年改定するパターン①ですが、(1)では、設定税率を表示しております。縦軸には、上から現行税率を表示し、以降令和7年度から令和11年度までの税率。横軸には、医療分、後期分、介護分の3つの区分とそれらの合計、その下にそれぞれの所得割、均等割、平等割を表示しています。単位は、所得割がパーセント、均等割、平等割が円です。また、右側には賦課割合を表示しております。

この表の下には、先ほど基準とする令和7年度の標準保険料率を参考で表示しております。

令和7年度では、これまで設定していなかった介護分の平等割を新規に設定し、代わりに介護分の均等割りを下げた以外は、すべての項目が上昇し、以降の年度もすべての項目が上昇していることが確認できるかと思えます。この要因としては、先ほどの推計により、被保険者数、世帯数、総所得額がすべて減少していくことから、それに伴う税収の減少を補うために税率の上昇を要するためです。

賦課割合は、応能割の割合を減少、応益割の割合を増加させ、北海道が示す44：56に緩やかにつなぐようにしております。

続いて、下段の「(2) 今後の推計」ですが、縦軸に11ページにあった表の項目を基に、横軸に令和7年度から11年度の推計を表示しています。単位は人数が人で、金額が億円です。また、改定を設定している年度には、表の上に、青く改定と表示し、加えて子ども子育て支援金の設定、引き上げが予定されている年度にもオレンジで子ども子育てと表示しています。

a被保険者数は先ほどの推計人数、c必要な保険税は、北海道が令和6年度に示した値を記載しています。特に、パターン①では、e余剰額、不足額では、基金残高のうち9,000万円を5か年で割った、1,800万円を毎年、活用するように設定し、逆算してd税収額を決めております。そして、最終年の11年度のg年度末基金残高では、1億5千万円を確保するという条件を踏まえております。

16ページをご覧ください。

こちらの(3)所得及び世帯ごとの保険税比較7年度では、現行税率の税額と、パターン①の令和7年度の改定税率を採用した場合の税額の比較を表示しております。縦軸に所得金額の区分、横軸に代表的な世帯構成と介護分の設定

有無にそれぞれ、現行税率で計算した税額と、改定税率で計算した税額、それらを比較した差額を表示しています。

所得金額が、最も低い0～43万円までで、1人世帯で介護区分がない世帯では、7割軽減が適用されており、年額で2,300円の増額となるところが最小です。一方、差額が最大になるところでは、所得金額が700万円で、2人世帯の2人分介護区分が適用される世帯で年額10万2,300円の増額となっております。

下段に、このパターンのメリットとデメリットを表示させていただきました。

メリットとしては、7年度の引き上げ率が、提示する3つのパターンのうち最も低い。各年度の状況に応じた税率の改定ができる。加入時期、期間によって不公平が生じない。統一保険料への連携が円滑であることを挙げております。

また、デメリットとして、毎年度、引き上げの負担感を与える。毎年度、税率見直しの検討が必要になる。という点を挙げさせていただきました。

17ページをご覧ください。

続いて、7年度に改定して、途中で再度改定する、パターン②について、ご説明いたします。

こちらでは、再度改定の時期を令和10年度と設定しております。

まず、(1)設定税率では、改定年度と設定している、7年度と10年度の2つの税率を表示しております。先ほどのパターン①に比べて、現行税率から令和7年度、そして令和10年度の改定それぞれで、税率の上昇率が大きくなっております。これは、それぞれの改定年度で、以降の不足額に耐えうる、基金への積み立てる余剰額を生むためです。

(2)今後の推計をご覧ください。改定を設定している7年度と10年度で、e余剰額、不足額が黒字となり、一つ下のf基金繰入額は0となっております。g年度末基金残高では、基金を積み立てて、改定以降の年度の赤字への基金繰入れに対応し、11年度の基金残高を1億5,000万円残すよう設定いたしました。

次の、18ページをご覧ください。

(3)所得及び世帯ごとの保険税比較7年度では、増額の最小は、先ほどと同様に、0から43万円までで、1人世帯で介護区分がない世帯で3千600円です。10万円以上の増額が現れる区分は、パターン①に比べて広がり、所得500万円の区分から現れます。

下段にメリットとデメリットをまとめております。メリットとしては、毎年度の引き上げを避けることができる。デメリットとしては、パターン①に比べて、7年度と10年度の引き上げ幅が大きくなる。としております。パターン②での現行税率から、令和7年度の改定税率では、17.98%で、パターン①と比較すると5%以上の差があります。

19ページをご覧ください。

最後に、令和7年度に改定して、11年度まで持続させる、パターン③につ

いてご説明いたします。

まず、(1) 設定税率では、現行税率と、改定年度として設定している令和7年度の税率のみ表示しております。

(2) 今後の推計ですが、e 余剰額、不足額では、7年度、8年度で黒字となり、余剰額を基金に積み立てて、以降の9、10、11年度の赤字による基金繰入に対応して、g 年度末基金残高の11年度末には、1億5千万円を残す税率を設定しております。

20ページをご覧ください。

(3) 所得及び世帯ごとの保険税比較7年度では、現行税率の税額と比較して、10万円以上の増額が現れる区分は、所得300万円の区分から現れ、増額の最大値は、1人世帯の介護区分が適用される世帯で、18万円を超えております。

下段の、メリットとデメリットですが、メリットとしては、税率改定が1度で済む。デメリットとしては、7年度の引き上げ率をもっとも高い23.4%。加入時期、期間によって不公平が生じる。5年分を推計するため、推計が外れた場合、再度見直しを要する必要がある、としております。

これらの3つのパターンで提示している、令和7年度の改定税率は参考値で、1月中旬に示される納付金確定額によって、さらに調整することになることと、令和8年度以降の税率についても、状況に応じて変わる推計値で、確定値ではないことをご理解願います。改定には、その時点の状況に応じて都度、適切な税率を算出いたします。

次に21ページをご覧ください。

7年度パターン別一覧として、(1) 税率等比較にて、現行税率と、先ほどご説明したパターン①から③の7年度改定税率の比較をしております。左の縦軸に、医療分、後期分、介護分のそれぞれの所得割、均等割、平等割とその合計。横軸には、現行税率から、パターン①から③までの改定税率と、現行税率との差を表示しております。

各パターンで、介護分の均等割で減額となっておりますが、こちらは、新たに介護分の平等割を設定したことにより、その代わりに、均等割を下げているため、このように減額しているものです。

22ページをご覧ください。

令和7年度から11年度までのパターン別推移として、4つの数値の推移をグラフ化しております。

(2) 基金残高、(3) 所得割、(4) 均等割、(5) 平等割として表示しております。

23ページをご覧ください。

最後に、今後のスケジュールとして、令和6年12月の第2回運営協議会は、本日の会議です。来月に入ると、国民健康保険事業費納付金確定額の通知がございませう。この内容を踏まえて、第3回の運営協議会にて、改めて税率改定の

	<p>協議をいただき、協議会から答申をいただきます。</p> <p>この答申をもって、2月に、市議会に国保税条例改正の議案を提出し、3月に議決を受け、4月1日付で、税率改定とする予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
中川会長	<p>ただいま事務局から、諮問事項の「江別市国民健康保険税の税額の改定について」の説明がありましたが、ご意見・ご質問をお受けいたします。</p>
堀井委員	<p>まず1点目、10ページにある基本認識の留意点④、子ども・子育て支援金についてですが、令和8年度から徴収が始まり、令和10年度までに段階的に引き上げになるとの記載があります。国の試算である令和8年度から令和10年度までのそれぞれの金額は、江別市も同様の金額となるのか確認させていただきたいです。また、徴収方法についてですが、年金から引かれる場合、2か月ごとに年金と合算して徴収されるかお伺いいたします。</p> <p>2点目ですが、今、ご説明いただいた税率改定の見直しの3つのパターンすべてに共通することとして、令和7年度に基金が底をつくため、令和7年度に増額改定する必要があるということだと思います。21ページにまとめているとおり、現行と各パターンの平均税収額が1人当たり約1万2,000円から2万3,000円増えた場合、年金では2か月に一度、約2,000円から3,800円ほど追加で引かれるのではないかと予想されます。実際にどのパターンになるかはわかりませんが、増額に伴う被保険者の周知はどのように考えていますか。4月の実施に向けて時間が短く、被保険者にご理解いただけるか心配しています。</p> <p>3点目が、資料21ページにある介護分の平等割について、令和7年度から設定するとパターン①で5,000円、②で6,400円、③で7,300円と少なくない金額と思いますが、この金額とした理由があればお聞かせ下さい。</p>
国保賦課係長	<p>1点目の子ども・子育て支援金について金額は、10ページの④のとおり令和8年度は1人当たり月250円、令和9年度は300円、令和10年度は400円と順次引き上げるよう記載しておりますが、こちらは国から現時点で通知されているものであり、金額については、全国で同様の基準により金額が定められるものと認識しております。納付に関しましては、普通徴収では、納付書と口座振替であれば、6月から翌年3月までの10回、年金での特別徴収であれば2ヶ月に1回と現状から変更が無い可能性が高いのではないかと認識しております。</p> <p>2点目の被保険者への周知に関しましては、3月の議決までは、正式に通知することが難しい状況です。その後は広報えべつ等で被保険者に対して周知に努めて参りたいと考えております。</p> <p>3点目の介護分の平等割の設定金額につきましては、市で税額改正のパターンを作成するにあたり、まず、江別市の国保を運営するために必要な保険税を確保しなければならないことと、応益割と応能割の割合の調整をした結果、お示した金額となりました。</p>

健康福祉部次長	<p>今の回答に補足いたします。</p> <p>1点目、子ども・子育て支援金の額に関しては、金額は示されておりますが、徴収方法について明確には示されていないと認識しております。月250円であれば12ヶ月で3,000円となるので、年金の特別徴収であれば6期として、1期500円。普通徴収であれば、納期は10期のため、1期300円と推測しますが、現状、国から徴収の方法について示されておられません。</p> <p>2点目の周知につきましては、堀井委員のご指摘のとおり、現在から賦課するまでの期間は限られていると認識しております。そのため、今年度の納税通知書等で通知したほか、見直しが必要であるという内容のお知らせを9月に被保険者全世帯に送付いたしました。</p> <p>改正後の税額につきましては、当協議会において答申いただいたものをベースにして、市議会にて議決後、納付書の発送までに速やかに周知の強化を図り、多くの方にお知らせするような周知方法を取っていきます。</p>
笹浪委員	被保険者数の減少は、一定の率で計算していますか。
国保賦課係長	一定の率で計算をしております。
笹浪委員	<p>ありがとうございます。一定の率という回答をいただきましたが、国では103万円の壁の撤廃などの動向もあり、被保険者がさらに減るのではないかと思います。</p> <p>また、例えば18ページの、世帯数の下に割合と書いてありますが、江別市においては、この割合で存在しますよということだと思われま。この1人世帯から3人世帯の内、どの世帯の負担が大きいのでしょうか。</p>
国保賦課係長	江別市の状況は、18ページ下段にもあるとおり、世帯数は全体で約1万5千世帯、そのうち一人世帯が約64%であり、全体の中で最も大きい割合ですが、実際に金額として負担が大きくなるのは、所得が高い世帯となるため、所得の高い世帯に大きな影響があるものと考えております。
健康福祉部次長	<p>今の回答に補足いたします。</p> <p>国保の加入者を取り巻く状況が、国の制度の変更によって、大変不透明になっていることから、非常に推計が難しいと、健康福祉部内でも議論になっております。</p> <p>理由としては、事業所の規模による被用者保険の適用拡大が今後も見込まれていることです。これにより、自動的に国保の加入者は減少すると予測されますが、現時点で国保加入者の減少がどの程度か予測することが出来ません。そこで、今回の資料は、現在の減少率のみで推計をさせていただいております。</p> <p>一方で、加入者が予測よりも減少する可能性があるということは認識しておりますので、この保険税についても、加入者の状況によって大きく動くものであるということを申し添えさせていただきます。</p>
笹浪委員	国の補助が増えることはありますか。
健康福祉部次長	今のところ何も聞こえておりません。
堀井委員	確認させていただきたいのですが、今後のスケジュールを考えた場合に、今

	<p>回、ご提案をいただいた3つのパターンのどれかを、次回の会議では決定して、回答する必要があるという流れだと思われます。</p> <p>次回の会議では道から納付金の確定額の数値が示されるため、この納付金額による計算で、パターン①から③のいずれかの結論を出す必要があるということとで間違いありませんか。</p>
健康福祉部次長	<p>本日、諮問させていただきましたので、本日の会議で、今ご提示した①から③の案の中で、委員の皆様がどの案がよいかというご意見、ご協議いただき、ご意見がまとまるのであれば、その案で進む形になると思われませんが、まず、本日の会議でご意見がまとまるかどうかを確認させていただければと思っており、そういった意味でのご意見も本日は頂戴できればと考えております。</p>
藤谷委員	<p>現在、国で、税制改正を行い基礎控除を上げるという協議がされていると思います。その場合、8ページに記載のある控除額43万円も変更になるのですか。</p>
国保賦課係長	<p>現在確認している限りでは、この43万円が変更になるというお話は聞いておりません。おそらく、8ページ記載の(所得額-43万円)につきましては、所得額に至るまでの計算が変わるのではないかと認識しております。</p>
藤谷委員	<p>それでは、今ここで積算したとしても、実際に税額を改正した後、必要な税額が提案の税額から大きくずれてしまう可能性があると思います。</p> <p>そうなった場合、もう一度見直しするのですか。</p> <p>それとも、このパターン①～③のいずれかで11年度まで決定するということですか。</p>
健康福祉部次長	<p>その点については、市としても非常に心配しております。</p> <p>しかし、現時点では税控除に関する国の方針が決定しておらず、国民健康保険税や後期高齢者医療保険まで話が及んでいる気配はありません。国からも直接通知や指示があるわけではないと認識しておりますので、非常に心配しておりますが、少なくとも、今の税率をもって来年の国民健康保険事業が運営できないことは決まっているため、誠に心苦しいところではありますが、現時点では来年度に税控除のあり方が変わらないことを前提として、パターン①～③の3つの案についてご検討いただければと考えております。</p>
藤谷委員	<p>つまり、今後、変わる可能性があるということは、パターン③は崩壊する可能性があるということになると思います。</p> <p>パターン①と②は、それぞれの年度や、3年先で改定があるため、それぞれのタイミングで見直しはできるかもしれませんが、パターン③は今決めた場合、今後どのように見直しを考えればよいのでしょうか。</p>
健康福祉部次長	<p>ご指摘いただいたとおりです。率直に申し上げますと、パターン③は成立する可能性が限りなく低いと考えております。</p>
堀井委員	<p>提案があります。</p> <p>次回の1月に開催する会議までに各委員がどのパターンが良いか事前にヒアリングして協議会としての回答を作る必要があると思います。</p>

	<p>次回までに決定しないと事務局も非常に困ると思います。現状、令和7年度において基金が枯渇するという現実問題があり、令和7年度に改定をする必要があります。そこを踏まえて、今回の会議までに皆様には良いと思われるパターン等のご意見をいただいたものを協議会で回答を集約し、その内容により回答を決めることとしたらどうでしょうか。</p>
中川会長	<p>堀井委員から、次回までに委員皆様の案を集約してはいかがかという意見がありました。事務局としての考えはありますか。</p>
健康福祉部次長	<p>事務局として、本日の会議の結論は2つの方向性があるかと考えておりました。</p> <p>本日、委員皆様のご意見により、方向性が見えるのであれば、次回に答申という形も考えておりましたが、この問題は非常に様々な要素が絡んでおり、難しい問題も含んでいるのも承知しておりますので、本日結論が出ないことも想定しております。</p> <p>本日結論が出ない場合は、次回答申ということは難しいと思われるので、もう一度運営協議会を開催する、もしくは、次回までに皆様から意見を事務局に提出していただき集約したものを会長と協議し、答申案について協議していただくということも考えております。</p>
中川会長	<p>わかりました。</p> <p>今回の会議で協議から答申案作成まで行うことは難しいと考えますので、もう一度協議会を開催するか、それとも、委員全員から紙面で意見をいただくかという2つの方法を事務局でも考えていただいております。</p> <p>率直にみなさんの今の考え方を教えていただけたらと思います。清水代理から順番にご意見をお願いいたします。</p>
清水代理	<p>今のお話を伺って、情勢が大きく変化していく中では、事務局負担等あるかもしれませんが、年度ごとに見直すパターン①が一番良いかと感じておりました。</p> <p>また、本日判断できないのであればいずれの形でも構いませんので、進めていただきたいと思っております。</p>
笹浪委員	<p>被保険者数等の予測出来ない部分もありますので、パターン①の毎年検討する形が、今のところはベターではないかと思えます。</p>
歸來委員	<p>パターン①が良いかと思っておりました。柔軟性が一番あるこのパターン①で様子を見ながら進める方が良いかと感じておりました。</p>
佐藤委員	<p>各パターンにメリットやデメリットを書いておりますが、当然メリットデメリットの差で、メリットが多い方が良いと思われるので、結果がどのような形であってもパターン①が良いかとの考えで会議に臨んでおりました。</p>
鈴木委員	<p>最も良い案としてはパターン①ですが、この場でその意見が割れた場合、会議をもう一度開くのではなく、意見を事前に文書等を出して、事務局でとりまとめて、その会議の前にフィードバックする案の方が、時間的制約も少なく、各委員の意見が反映しやすいため、本格的に検討する場合、後者の方法が良い</p>

	と思います。
河合委員	<p>受益者負担のことを考えるとパターン①の方がよいかと思ひますし、先ほどの鈴木委員からご発言あったとおり、意見集約は必ずしたほうが良いと考えているため、もう一度協議会を開催する必要はないと思ひます。</p> <p>また他市では、令和12年度の統一保険料に向けどのように考えているかという情報を提供いただけるのであれば、各委員の参考になるかと思ひますので、ぜひご検討よろしくお願ひいたします。</p>
堀井委員	<p>被保険者のことを考えた場合、毎年改定することを本当に理解していただけるだろうかということが1つと、令和8年度からの子ども・子育て支援金分が増えると考えた場合、令和7年度に一度改定し、2年間据え置いた後、再度令和10年度で増額するパターン②が良いと思ひます。その場合、令和8年度と9年度に改定がないため、まず、令和7年度に一度改定し、8・9年度は子ども・子育て支援金の部分が入り、10年度に再度改定を考えます、としたほうが被保険者が納得していただけるのではないかと考えます。</p> <p>毎年度改定されることに、すごく抵抗を感じる被保険者もいらっしゃると思ひますので、パターン②が良いと思ひます。</p>
藤谷委員	<p>パターン③は難しく、パターン①か②となると思ひますが、被保険者のことを考えれば、パターン①が一番公平性があると思ひます。</p>
伊藤委員	<p>話を聞いて、メリットが一番多いパターン①が良いと考えておりました。</p>
佐々木委員	<p>今の話を聞いて、パターン①が、公平性という点では良いと思ひておりました。</p> <p>ただ、ご意見ありました通り、毎年改定するということについては、納付する方にとってはご負担になると思ひますので、もし、パターン①になった場合は今後の推移、つまり毎年度改定されるということを通知する方法を工夫いただけるようお願ひいたします。</p> <p>おそらく国民健康保険の被保険者は、大きな組織に入っているというわけではないと思ひれますので、情報を得ることが難しい方がいらっしゃる可能性もあると思ひれますので、ぜひご検討いただければと思ひておりました。</p>
中川会長	<p>皆様ご意見ありがとうございます。</p> <p>多くのご意見は毎年度上がる負担感もあるが、税額が極端に大きくなるということ、パターン①を選ばれていました。</p> <p>今の考え方を元に協議会を開くということも可能ですが、本日パターン①と決めるより、次回までに意見を書面で提出してもらって、次回までに事務局でとりまとめたものを報告してもらおう形でもよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
国保年金課長	<p>ありがとうございます。ご意見としては、全体的にパターン①が多いですが、委員の方からのご意見ありましたとおり、皆様それぞれの具体的なご意見を書面に記載いただき、事前に集約して、次回の第3回運営協議会の前までに、皆様に共有させていただいて、その上で、第3回で結論を出していく方向にさせ</p>

	ていただければと事務局では考えます。
中川会長	それでは、ただいま事務局から説明があったとおり、書面で皆様のご意見を書いていただき、集約して次回の協議会までにまとめたものを案として作成いただき、再度協議を行う方向で進めていくということによろしいですか。
委員一同	異議なし
健康福祉部次長	先ほど、委員の方から、道内他市の状況について、情報をご提供いただきたいとお話がありました。健康保険税と健康保険料の市があり、税と料で状況も異なりますが、税の状況をお伝えいたします。
国保賦課係長	<p>空知管内と石狩管内のいくつかの市町村に聴取いたしました。</p> <p>ある市町村では基金も全くないような状況で、標準保険料率よりも上げなければならない状況にあるということを確認しております。</p> <p>また、空知管内のある市町村では、基金が余っており、税率を上げる必要がなく税収が不要となる年度もある状況と確認しています。</p> <p>北海道全体でも、状況は様々ではあるのですが、空知管内のいくつかの市町村が集まったときの話を聞く限りでは、ソフトランディングをするため、年々徐々に上げていくことを基本に考えているというような印象を受けております。</p> <p>さらに、補足させていただきますと、パターン①は基本的に資料のとおり毎年税額が上がっていくことを示しておりますが、状況によっては翌年度税率を据え置く可能性もありますので、そういったことを踏まえまして改めて皆様からご意見をいただきたいと考えております。</p>
鈴木委員	<p>1点確認させてください。</p> <p>会計には歳入と歳出があると思うのですが、税収は、江別市国民健康保険からすると歳入となり、北海道に納付する事業費納付金は歳出になると思います。</p> <p>この事業費納付金は北海道が全体の金額により決定し、各市町村に割り振って請求すると思われませんが、その金額の計算は、人口等による一律ではなく、先ほどの報告事項にあったデータヘルス計画等の取り組み状況によって、金額を減額するといったようなことが反映されたものなののでしょうか。</p> <p>その場合、いわゆる江別市の努力もしくは、被保険者への周知によって減額することも可能であると考えてよろしいのでしょうか。</p>
国保年金課主査	<p>事業費納付金の金額については、努力や周知などが反映されず、納付金額として一律に保険者数などで配分されております。</p> <p>一方、必要な保険税を計算する場合に、保険者の努力等の部分について、差し引いて保険税に反映させるため、そのような取り組みがなされることで、保険税を低く設定することは可能です。</p> <p>しかし、今後、北海道では、その部分についても共通化していく動きがあり、令和12年度以降に関しては、そういった努力が事業費納付金や保険税額に反映できない状況となります。令和12年度以降については、保健事業等に充てられるという話を聞いています。</p>

中川会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にご意見ございますか。</p> <p>それでは先ほど、ご意見ありましたとおり、次回の会議までに一度事務局で、その意見集約の案内をしていただいて、集計したものを次回の会議で最終決定する方向で進めていきたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。</p>
委員各位	異議なし
中川会長	<p>ありがとうございます。それでは事務局よろしく申し上げます。</p> <p>以上で、諮問事項（２）江別市国民健康保険税の税額の改定について終了いたします。</p>
中川会長	それでは、最後に、４、その他について事務局から何かありますか。
国保年金課長	<p>今、お話がありましたとおりご意見については、この後皆さんに案内したいと思えます。</p> <p>また、次回の第３回の運営協議会の日程について、皆様のお手元に調査票を配布しておりますが、１月２２日（水）か２３日（木）を考えております。</p> <p>出欠については１２月２４日までに回答の方をいただければと思えます。よろしく願いいたします。</p>
中川会長	<p>ただいま事務局より説明がありましたので、委員の皆様におかれましてはその旨お含みおきください。</p> <p>他に委員の皆さまから何かありますか。</p>
委員一同	（意見なし）
中川会長	<p>無いようですので、これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p>閉 会</p>